

## 高 圧 ガ ス 製 造 届 ( 冷 凍 )

根 拠 法 令

法第5条第2項第2号 冷凍則第4条

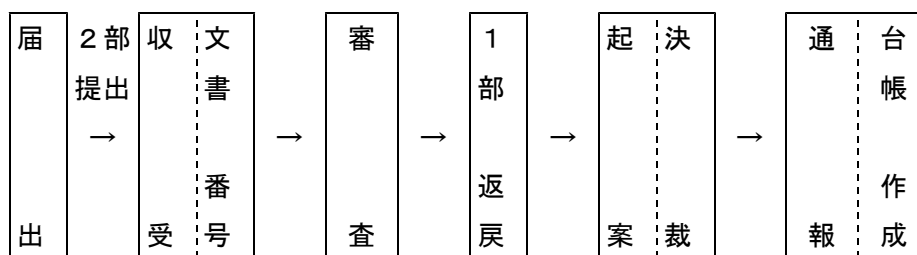
適 用

1日の冷凍能力が

- ・ 冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものに限る）の場合  
20トン以上50トン未満
- ・ 冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものを除く）及びアンモニアの場合  
5トン以上50トン未満
- ・ 冷媒ガスが上記以外の場合  
3トン以上20トン未満

である冷凍設備を使用して高圧ガスを製造する者。

手 順



(製造開始の20日前)

必要書類

- 1 高圧ガス製造事業届書（冷凍則様式第2）
- 2 製造施設等明細書（記載すべき事項）
  - (1) 製造の目的
  - (2) 製造設備の種類
  - (3) 1日の冷凍能力
  - (4) 圧縮機の性能
  - (5) 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項  
(添付すべき書面又は図面)
    - ① 事業所全体平面図
    - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
    - ③ フローシート又は配管図
    - ④ 高圧ガス製造施設配置図
    - ⑤ 機器等一覧表

- ⑥ 冷凍能力の計算書
- ⑦ 冷媒設備の機密性能試験成績書及び耐圧性能試験成績書（配管を除く）対応する事項（指定設備にあつては指定設備認定証、冷凍則第64条第2号に規定する協会が行う試験に合格したものにあっては当該試験に合格した旨の証明書）の写し

**必要に応じ添付を求めることができるもの**

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が届出手続きをするとき）
- 3 上記①～⑦に掲げるものの他、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面。

**審 査**

- 1 製造のための施設の位置、構造及び設備が規則（冷凍則第11条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。
- 2 製造の方法が規則（冷凍則第14条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

**届出書返戻**

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

**通 報**

北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。

**台帳作成**

決裁後台帳に記載する。